

審査項目	提案データ		委員名	配点	01
			提案者名		
			参加者人数		
			提案金額(千円)		
①応募資格の充足(○or×)					
②仕様書 ◇仕様書の内容について、全て網羅した提案がなされているか。(○or×)					
③提案内容の適切性(120点)		120		0	
(1) 特定の地域ポテンシャルやデジタル技術を活かした観光プラン・コンテンツの現状、課題整理(10点)		10			
◇想定している観光プラン・コンテンツについて、沖縄における現状・課題を具体的な調査・分析により整理する内容となっていること。 ◇調査・分析を行うターゲットが明確になっていること。					
(2) 新規高付加価値観光プラン・コンテンツの検討、開発(40点)		40			
◇沖縄の観光における消費単価の向上、長期滞在又は高付加価値化に資する内容となっていること。 ◇これまでに開発されてこなかった新たな分野における観光プラン・コンテンツとなっていること。 ◇サービスの提供者とターゲットとなる観光客層が明確化されていること。 ◇沖縄の地域ポテンシャル(自然・歴史・文化・食など)やデジタル技術を活かしたストーリー性のある魅力的な観光プラン・コンテンツとなっていること。 ◇新たな高付加価値観光プラン・コンテンツの目指すべき姿及び沖縄の観光産業、地元にもたらす効果(消費単価の向上)が定量的に明確化されていること。					
(3) 早期自動化に向けた推進、連携体制の検討(30点)		30			
◇自動化に向けた計画(スケジュール等)や推進、連携体制が具体的であること。 ◇自動化後も開発した観光プラン・コンテンツの運営を円滑に進めるために現実的な連携体制、フォローアップできる体制、デジタル技術の活用が検討されていること。					
(4) 新観光プラン・コンテンツの効果検証等(広報含む)(20点)		20			
◇モニターツアー等の実施に際し、効果的なPR方法、効果検証等の方法が検討されていること。 ◇モニターツアー等による分析結果に基づいて、サービス内容の改善を図る内容となっていること。 ◇高付加価値化についての定量的な評価方法が検討されていること。					
(5) 有識者検討委員会の設置・運営(10点)		10			
◇想定している観光プラン・コンテンツに関連した知見を有する専門家が検討委員会の構成員として想定されていること。 ◇検討委員会について、提案内容に則した適切な委員を選定していること。また、その選定理由が適切であること。 ◇検討委員会で議論する内容を具体的に検討していること。					
○ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(10点)		10			
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業) ・えるぼし1段階目(※1) 4点 ・えるぼし2段階目(※1) 7点 ・えるぼし3段階目(※1) 8点 ・プラチナえるぼし(※2) 10点 ・行動計画(※3) 2点 ※1 女性活躍推進法第9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定。 ※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務のない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) ・くるみん(旧基準)(※③) 4点 ・くるみん(新基準)(※④) 6点 ・プラチナくるみん 8点 ※③ 旧くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)。 ※④ 新くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定)。 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ・ユースエール認定 8点 (複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う) ※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。					
④既存の県内観光プラン・コンテンツとの差別化(35点)		35			
◇既存の県内の観光プラン・コンテンツとの差別化が図られているか。					
⑤提案者が有する知見・ネットワーク(5点)		5			
◇本事業の関連分野に関する知見や関係者とのネットワークを有しているか。					
⑥実施体制(10点)		10			
◇本事業を円滑に遂行するために、適切なプログラムマネージャーを配置し、事業規模等に適した実施体制を構築しているか。					
⑦コストパフォーマンス・積算の適正性(30点)		30			
◇コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。					
合計点(200点満点)			200	0	
所見等					

※1 基礎点：①及び②は必須項目であり、1項目でも評価基準を満たさないと「不合格」となるので注意すること。

※2 集計方法：企画等審査会の審査員ごとの採点を平均(小数点第2位未満を切捨て)して行う。